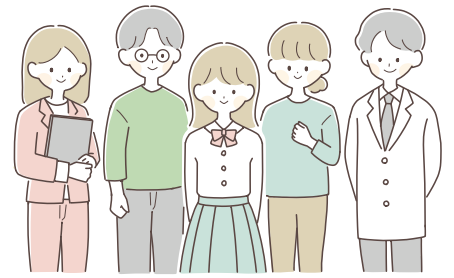




令和7年4月から子ども医療費助成制度の現物給付の適用対象を18歳まで拡大します



子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援をさらに充実させるため、制度を改正します。

新たに対象となる方は申請を

令和7年4月1日以降の診療分から、現在15歳までの子どもに適用している現物給付（医療機関での窓口負担無料化）の対象を18歳まで拡大します。また、入院時食事療養費等（食事代）の助成を廃止します。

新たに対象となる方へ申請の案内を11月中に郵送しましたので、必要書類を添えて期限までに提出してください。なお、受給資格がある15歳到達年度の子どもは自動で更新するため申請不要です。

子ども医療費助成制度の対象者	申請に必要な書類
次の全てを満たすこと ・0歳から18歳までの子ども ・国民健康保険または社会保険に加入している子ども ・生活保護法による保護を受けていない子ども	・子ども医療費受給資格認定申請書 ・対象者（子ども）の健康保険の資格確認書などの写し ・同意書（必要な方のみ）

受給資格証の使い方

健康保険証と一緒に、鈴鹿市福祉医療費受給資格証（以下、受給資格証）を窓口で提示してください。



※国民健康保険に加入している方で、医療費が高額になった場合は限度額適用認定証が必要です。

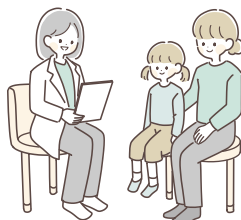
⚠️ ご注意ください

- ・市外へ転出する場合は、受給資格証を速やかに返還してください。
- ・健康保険の適用外となる治療や食事代などには、窓口負担が必要です。



保育所、学校などでけがをした場合

災害共済給付制度により給付を受ける場合は、福祉医療費の助成を受けることはできません。受診の際は、必ず「保育所、学校などでけがをした」と医療機関へお申し出ください。



子どもの健康状態を見守り、適正受診にご協力を

適正受診とは「できるだけ医療機関にかからないようにする」ものではありません。

これからも安心して必要なときに医療を受けられるように、医療のかかり方や、薬のもらい方を見直し、適正な受診を心掛けましょう。